

《研究ノート》

フランス啓蒙思想における

「宗教問題」研究の意義について

——ヴォルテールとルソーをめぐって——

小澤 亘

一 はじめに

フランス絶対王政は、王権神授説、あるいは、聖書に論拠をおく家父長制的国家論によって正当化された、いわば、「宗教」によって支えられた政治体制であった。また、フランスでは、ナント令の廃止によってカトリック教会の単独支配が断行された結果、カトリック教徒とプロテスタント教徒との間の政治権力をめぐる大規模な内乱の恐れはなくなったものの、十八世紀に入っても、依然、宗教紛争の火種は絶えなかった。そのため、このような状況下、近代的な社会の実現を模索していたフランスの啓蒙思想家たちは、「市民社会の形成」と「宗教」との関係をいかに考えるべきかという「宗教問題」に、厳しく直面せざるをえなかった。

彼らの抱えた宗教論上の課題の本質は、つぎのような二つの

「宗教問題」として捉えることができる。

第一の課題は、政治問題に干渉し、世俗権力とたえず抗争を惹き起こす教会権力を抑制すると同時に、「教会のほかに救いなし」という宗教的不寛容論を打破することによって、キリスト教会を市民的秩序のうちに適合させることであった。

第二の課題は、当時のキリスト教の抑圧的性格を打ち砕き、新しい市民的秩序を担う人間を創出するために、新たな信条体系を示すことであった。

ところで、以上のような二つの「宗教問題」は、近代ヨーロッパの啓蒙思想家たちが、一様に担った共通課題でもあり、すでに、様々な解答が与えられていた。なかでも、ロックは、自由主義を追求する立場から、「政治」と「宗教」とを明確に分離する原則を打ち立て、近代社会における宗教的寛容に関する基礎理論を提出すると同時に、聖書に基づくキリスト教道徳を市民社会を支える精神基盤として位置づけていた。フランスの啓蒙思想家たちは、このような先進的なロック理論を受容しつつも、そのうちに、以下のような二つの問題点を見出した。

その一つは、市民社会観にかかわる問題であり、そもそも、新しい市民社会において、「自由」を重視する(自由主義)か、「自由」とともに「平等」を重視する(平等主義)かという問題であった。この問題は、とくに、ルソーによって強く提起された。彼は、フランスにおいて深刻さを増していた下層民の貧困を憂慮し、ロックの自由主義理論について、それは社会的不平等の問題を楽観視するものであると批判した。これに対して、

ヴォルテールを初めとする他の多くのフランス啓蒙思想家たちは、ロックの自由主義を高く評価し、それを継承していこうとした。これら二つの立場の違いによって、彼らの宗教論も対照的な相異を生じていく。

もう一つの問題は、市民社会を支える新たな信条体系をいかに形成するかという第二の宗教論上の課題にかかわる問題である。ロックは、感覚と自然理性に基づく経験的な認識原理によって、人間がもちうる内面的道徳を模索しつつも、結局、啓示宗教に基づいて内面的道徳の原理を確立したが、キリスト教道徳が服従調達の手段として利用されていた絶対主義体制の下で、その抑圧と闘っていたフランス啓蒙思想家たちは、この点を問題視せざるをえなかったのである。それゆえに、彼らは、ロックが基盤としたキリスト教の「奇蹟」「原罪」「復活」という諸概念は、自然理性と背反せざるをえないのではないか、また、内面的道徳の基礎原理とされた福音書におけるイエスの教えは、市民的秩序と矛盾する側面をもっているのではないかと問題提起した。

こうして、フランス啓蒙思想においては、宗教的寛容を、激しい宗教弾圧の続くなかで、いかに実現していくか、そして、自然理性に基づく新たな信条体系をどのように構想していくかという「宗教問題」について、自由主義と平等主義という二つの立場から議論が闘わされることとなったのである。

本稿では、フランス啓蒙思想における代表的思想家、ヴォルテールとルソーを取り上げ、二人が、上記の宗教論上の二つの

課題に対して、それぞれ、いかなる解答を与えたか、ロック理論と対比させつつ比較・検討する。このような分析によって、フランス啓蒙思想における「宗教問題」の政治学的位置づけを明らかにすることができよう。

二 ヴォルテールとルソーの宗教論

(A) ヴォルテールの宗教論

まず、ヴォルテールは、第一の宗教論上の課題、すなわち、教会権力の抑制と宗教的寛容の問題に対して、いかなる解答を与えたか、彼の『寛容論』(一七六三年)を見ていこう。

ヴォルテールの寛容論を支える基本的信念は、形而上学的・神学的問題における真理は、人間の力では、正しく論議しえない、また、強制された信仰は、もはや、信仰ではない、というものであった。それゆえ、彼は、思想・出版の自由および信仰の自由は、人間社会において不可欠なものであると強調する。さらに、彼は、イギリス・オランダなど、寛容が進んだ社会の現状を示すことによって、寛容が、必ずしも、社会的混乱をもたらさないことを証明する一方、ギリシャ・ローマ・ユダヤの歴史を辿ることによって、また、聖書・自然法の分析から、寛容原則の普遍性を証明する。そして、不寛容が認められる唯一の場合は、その宗教が「社会の平和」を亂し、「王国の法」に違反する場合に限られるとする⁽¹⁾。

しかし、ヴォルテールは、ロック理論を高く評価しつつも、その理論的核心である政治権力制限論や自由主義的な教会組織

論については、これに言及しようとしなかった。また、ヴォルテールは、実際の寛容政策についても、極めて妥協的な提案しかできなかった。彼は、一六八五年以来、国内で禁止されていたカルヴァン派を寛容せよといいつつも、その法的地位は、ロンドンにおけるカトリック教徒程度でよいとする。つまり、カルヴァン教徒には、結婚の権利・相続権・身体の自由などの自然法的保護は認められるが、公職につく権利や公認の礼拝堂をもつ権利は認めなくてもよいとするのである。

ヴォルテールの寛容論は、基本的信念においては、ロックを継承するものであったが、このように問題性と限界性をはらむものであった。こうしたヴォルテールにおける寛容論の不徹底は、フランスにおける宗教的弾圧の厳しさを反映するものであったといえよう。

ではつぎに、ヴォルテールは、第二の宗教論上の課題、すなわち、新たな信条形成の問題について、いかなる解答を与えていたか見ていこう。

ヴォルテールは、『形而上学論』(一七三四年頃執筆、存命中は公表せず)を初めとする彼の諸著作のなかで、理神論を展開した。すなわち、彼は、人間は自然理性によって神を把握できるとし、神は、世界に不変的秩序をあたえた創造者であると同時に、正義の担い手であり、人間の幸福について配慮する善良な至高存在であるとする。そして、彼は、このような神によって、人間は自然理性を媒介として、「自分にして欲しくないことは、自分もしてはならない」という自然法を与えられており、

それに基づき、内面的道徳および外面的道徳(法体系)が形成できるとする。こうして、ヴォルテールは、神慮に基づく調和的世界の存在(神の摂理)への信仰と寛容・人間愛とを内容とする理神論的宗教を、市民社会を支える信条として最も望ましいとする。

このような立場から、ヴォルテールは、『五十人の説教』(一七六二年)『ボーリングブルック卿の重要な検討』(一七六七年)『解明された聖書』(一七七六年)などの一連の著作によって、聖書を自然学・歴史学・文献学的側面から徹底的に批判する。さらに、彼は、キリスト教の基本概念である「奇蹟」「原罪」「復活」という諸概念を否定すると同時に、モーゼやキリストの存在にさえ疑問を投じる。こうして、彼は、キリスト教によって否定的なものとされてきた「自己愛」を、人間にとって自然で健全なものであると強く肯定する一方、「私は物体であり、そして、私は思考する」と述べ、靈魂の存在に関する従来の理論的説明を否定し、靈魂に関しては、人間は自らの力によって知りえないという不可知論を展開する。このように、ヴォルテールは、理神論の立場から、当時のキリスト教に痛打を浴びせることによって、人びとの信条を現世化・世俗化しようとしたのである。

しかしながら、ヴォルテールは、既成宗教を全面的に否定しようとしたわけではなく、その政治的機能については、一応、これを評価した。彼は、既成宗教が公衆の目から隠された犯罪を防止する役割を果たしていると考えていたのである。それゆ

え、彼は、安定した社会には、「宗教」は不可欠であるとする。むしろ、危険なのは無神論であり、「国王にとっても民衆にとっても、創造者・支配者・応報者・復讐者である至高存在という觀念が、精神のうちに刻み込まれることが必要なのである」とする。

ヴォルテールは、当面、既成宗教を容認し、それによって、社会的秩序の維持を計ろうとする一方、他方で、理神論的宗教を徐々に普及させ、人びとを啓蒙することによって、市民的自由を拡大させていこうとしたのである。しかしながら、彼は、調和的秩序観(摂理論)に基づき、人間の現世的欲求を全面的に肯定しようとしたが、その論理には、「不幸(悪)は、どこから人間世界にやってくるのか」という問いに答えられないという本質的欠陥が内在していた。彼は、結局、善悪の問題は誠実な真理探究者にとっては解決できない難問である、としかいえないなかった。彼は、摂理の存在を希求しつつも、同時に、それに対して強い疑問を抱かざるをえなかったのである。このような摂理への疑問は、やがて、宗教的懐疑へと突き進まざるをえない性格を内包している。したがって、ヴォルテールは、キリスト教に対して根本から揺さぶりをかける論理を提出することには成功したが、それに代わる市民社会を支える安定的な信条体系を提出することはできなかったといえよう。

さて、つぎに、ルソーの宗教論がいかなるものであったかを見ていくことにする。

(B) ルソーの宗教論

まず、ルソーは、宗教論上の第一の課題、すなわち、教会権力の抑制と宗教的寛容の問題に対して、いかなる解答を与えたのだろうか。その点については、主に、『社会契約論』(一七六二年)における市民宗教論のなかで議論されている。

市民宗教論とは、つぎの五つの諸点——①強く賢く善意に満ち、未来を予見し配慮する神の存在、②来世の存在、③正しい者の幸福、悪人の懲罰、④社会契約および法律の神聖、⑤宗教的寛容——について社会を構成する市民が全員一致で同意すること(市民的信仰告白)、そして、もしその行為においてこれらの合意に違反した場合は死刑に処することなどを内容とするものであった。

このような提案によって、ルソーは、市民社会に適合しうる「宗教」の条件を明示したのだが、その際、死刑という厳しい罰則を付加したことは、彼が、暴力的に自派の宗教信条を強制しようとする既存の宗教勢力を、市民社会を形成していく上で、いかに大きな障害と見なしていたかを示すものといえる。こうした「宗教」に関する市民全員の合意によって、教会権力に対する世俗権力の優越性が保障される一方(この点については、ヴォルテールの主張と同じである。だが、ヴォルテールは、より具体的に、教会法の改善を提案していた)、不寛容な宗教勢力は、全て、社会から排除されることになる(この点においては、ルソーは、ヴォルテールより、はるかに徹底していたといえる)。

このように、市民宗教論は、教会権力の抑制という点におい

ては、強い力を發揮するものであった。しかし、それは、以下の二つの問題点を内包していた。

第一の問題は、ルソーが、神概念や来世の存在について全員一致をもとめたことによって生じた問題である。形而上学的・神学的な問題に関して、画一的な思想を強制することは愚かなことだとするヴォルテールの立場からは、ルソーの提案は、断じて認めることはできないであろう。とりわけ、ヴォルテールにとつて、来世の存在は、それを認めるか否か、苦慮していた問題でもあった。ルソーが、こうした提案をせざるをえなかったのは、彼が、エリート層に多く見られる無神論や哲学的宗教論が一般民衆の精神を不安定化させる危険性をもつと考え、それらを排除しようとしたためであると思われる。このため、ルソーにおいては、ロックやヴォルテールでは明確にされていた「信仰」と「理性」の分離の原則が確立されず、「思想の自由」が、一部、拘束される結果となるのである。

第二の問題は、「市民的信仰告白」によって、「法律」が神聖化されることによって生じた問題である。ルソーは、全員一致によって結ばれた「社会契約」に基づいて形成される「法律」は、あらゆる人の利益や良心に合致すると考えていた。しかし、現実には、このような理想に反して、「法律」が一部の人の利益・良心を侵害してしまう場合が起こりうる。確かに、ルソーは、人びとの間に重大な対立が生じたときには、再び、全員一致の合意に戻って、「法律」を形成し直す必要性を説いていたが、「法律」の神聖化の規定が存在すると、それを理由に、

多数者側が少数者の主張を認めず、少数者が抑圧されてしまう危険性が、十分、存在するのである。

このような問題点にもかかわらず、市民宗教の論理は、既成宗教を市民的秩序に適合させていくための論理としては極めて強力であった。しかしながら、それは、新しい市民的秩序を形成していく主体者を創出する論理としては、十分なものではなかったといえる。

では、ルソーは、第二の宗教論上の課題、すなわち、市民的秩序を担う主体者のための新たな信条形成の問題に対しては、いかなる解答を与えたのであろうか。この点については、彼は、『社会契約論』と同時に発表した『エミール』のなかで展開した自然宗教論によって答えている。

ルソーの自然宗教論は、三つの基本信仰箇条よりなっている。第一、第二の信仰箇条は、「善なる神」、「正義を意志する神」によって、世界に不変的秩序が打ち立てられているということであり、第三の信仰箇条は、「人間は、その行為において、自由であり、霊的存在(神)によって、自由なものとして生命を与えられている」というものであった。¹⁰⁾

こうしたルソーの理論は、ヴォルテールの理神論的立場と、一見、よく似ているように見える。しかし、つぎの三点において、両者は全く異なるものであったといえる。

第一に、ルソーが、自然秩序の善性と人間の自由意志とを強調し、人間が被る不幸(悪)は、全て、人間側の責任であるとすることに、先に見たヴォルテールの理神論の問題点、

つまり、人間社会における悪の存在の根拠を説明しえないという欠陥をまぬがれていた点である。ルソーが、そう断言できたのは、彼が、『不平等起源論』において、人間の不幸の原因を構造的な社会矛盾（不平等問題）のうちに見出すことができているからであった。ルソーは、自然宗教によって、民衆が自らの不幸の真の社会構造的な原因を理解しようとし、さらに、彼らがそれを自らの力で取り除こうとする社会変革の主体者として育っていくことを期待していたといえよう。

第二に、ルソーが、「霊的存在」を認め、靈魂と物体の二元論を展開することによって、来世の存在を主張しようとした点である。これに対して、ヴォルテールは、来世の存在は、「信仰」によって確信されるにしても、「自然理性」によって、確証されないと繰返し主張していた。ルソーが来世の存在に固執した理由は、二つあったと考えられる。つまり、一つには、人びとが来世の応報賞罰への期待や恐怖をもつことによって、社会秩序の維持が容易になると考えたからであり、もう一つには、何の罪がないにもかかわらず、社会において抑圧され死んでいく下層の民衆が抱く来世での救済に対する期待を踏み躪ることは理不尽であると考えたからである。このような民衆の不幸に対するルソーの同感能力の高さは、ルソーとヴォルテールとの相異を決定づけるものとなっている。

第三に、自然宗教の論理が、実は、『エミール』において、他者の不幸に対する人びとの同感能力（ビティエ）の発達を助長するための論理として位置づけられていたことである。自由

主義的立場から、利己主義的人間論を展開していたヴォルテールに対して、平等主義的立場に立つルソーは、ビティエの共有を平等社会実現のための必須の条件としていた。そのため、ルソーにおいては、自然宗教は、「社会契約」の基盤として位置づけられねばならぬのである。

このようにルソーの自然宗教論は、不平等問題の解決に向けて、抑圧された民衆を社会変革の主体者として立ち上がらせようとするために構想されたものであった。ルソーの自然宗教論は、民衆から主体性を引き出す論理としては、卓越したものであった。しかし、平等社会実現のために自然宗教を新しい市民社会の精神基盤として位置づけようとするれば、既存の啓示宗教は全て否定されざるをえなくなってしまうのである。

(C) 両者の比較

ヴォルテールとルソーは、キリスト教に対して、自然理性を重視する立場から、厳しい批判を加えた点においても〔たとえ、その程度の差はあるにしても〕、また、教会権力を可能な限り抑制しようとした点においても、ほぼ同様な態度をとった。しかしながら、彼らの宗教論は、その政治的立場の違いのゆえに、全く正反対の性格をもつものであったといえる。

ヴォルテールは、先進国イギリスを目標として、君主政を維持しつつ、所有権の保護・交易と商業の自由などの市民的自由を徐々に拡大させることによって、フランスの経済的發展を追求する自由主義の立場をとっていた。これに対して、ルソーは、フランスにおいて深刻化しつつあった不平等問題に注目し、民

衆を貧困と隷属から解放することをめざして、絶対王政とも、また、ヴォルテールや他の啓蒙思想家たちによる自由主義的主張とも、真っ向から全面対決しようとする平等主義の立場をとっていた。

そのため、ヴォルテールは、理神論に基づき、現世的欲求を全面的に強く肯定することによって、新しい商業社会における市民的信条を形成しようとしたのに対して、ルソーは、民衆を貧困から解放する社会変革のための、つまり、民衆のための宗教論を展開した。

ヴォルテールは、寛容政策においては、妥協的提案しか行えなかったが、「政治権力はいかなる信条をも強制することはできない」というロック寛容論の原則を堅持したために、理神論を寛容論と矛盾することなく主張することができた。しかしながら、ヴォルテールの理神論は、その樂觀的な性格のゆえに、現実の社会矛盾には対応できないという欠陥をもっていたといえる。

これに対して、ルソーは、平等主義を追求し、大多数を占める貧しい民衆を自立させる論理を模索したために、先に見たように、市民宗教論は、それ自体のうちに問題を内包せざるをえず、自然宗教論は、寛容の原則との間に葛藤を生じさせる傾向をもたざるをえなかったのである。結局、ルソーの宗教論は、革命時におけるロベスピエールらの最高存在の祭典など「すなわち、強権による民衆の宗教的指導」へと繋がっていく可能性を内在させていたといえよう。

三むすび

ヴォルテールとルソーの宗教論は、確かに、ロック理論に比して、寛容論においては限界性をまぬがれなかったが、信条形成の問題に対しては、自然理性に基づき、新しい市民的秩序のための理論を、それぞれ、展開することができた。このような二人の宗教論の分析を通して、フランス啓蒙思想において「宗教問題」を研究する意義は、つぎのように理解されよう。

第一に、フランス啓蒙思想においては、「宗教」を、自然理性を重視する立場から、合理化していく試みが様々になされたことである。たとえば、①自然理性に基づく宗教によって、民衆から政治的主体性を引き出そうとするルソーの場合、②自然理性に基づく宗教を追求しつつも、宗教的懐疑を抱えてしまうヴォルテールの場合、そして、本稿では扱えなかったが、③神概念自体を抑圧的として否定し、脱宗教をめざす場合（たとえば、ドルバック）、という三つのパターンが見られることである。これらを相互に比較・分析することによって、われわれは、「宗教」を合理化していくときに生じる宗教論上の問題点を把握することができる。

第二に、フランス啓蒙思想のもう一つの特徴は、「自由」・「平等」・「社会的安定」といった政治的価値と「宗教」との関係が明確に問われたことである。そして、フランスにおいては、それらの価値を追求した宗教論の典型を見ることができ、絶対王政側の宗教論は、もっぱら、民衆の服従を確保することを追

求し、「社会的安定」を最重要視したものであったが、ヴォルテールは、「社会的安定」を維持しつつも、徐々に「自由」を拡大していこうとする立場から、また、ルソーは、「平等」を求め、社会をラディカルに変革していこうとする立場から、それぞれ、体制側の宗教論と闘ったのである。これらの宗教論の分析によって、政治権力は、「宗教」を服従調達の手段として利用しようとする欲望を禁じえないこと、それゆえ、「宗教」と「政治」の分離を主張する自由主義的宗教論は高く評価されねばならないこと、しかし、「平等」という政治的価値が重視されると、「再び」、「宗教」と「政治」の葛藤という問題が生じること、などが理解される。「宗教」と「政治」との関係をいかに考えるかという問題は、依然、未解決の問題であるが、われわれは、フランス啓蒙思想の研究を通じて、その一断面を見ることができるのである。

* 本稿で使用したヴォルテール、ルソーのテキストは、つぎの通りである。括弧内には、その略記法を示した。なお、邦訳のあるものについては、それらを参照したが、註においては省略した。

• Voltaire : *Œuvres complètes de Voltaire*, Paris, Garnier, 1877—85. (O. C. V.)

• Rousseau : *Œuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau*, éd. B. Gagnebin, M. Raymond, Paris, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1959—69. (O. C. R.)

** ヴォルテールの宗教理論に関して、ホモの古典的な

研究がある (René Pomeau, *La religion de Voltaire*, Paris, Librairie Nizet, 1956)。また、宗教論におけるルソーとヴォルテールの比較を論じたものに、川合清隆「ヴォルテール、ルソーと理神論の諸問題」『甲南大学文学部紀要 42』一九八二年三月、同「ルソーの弁神論—その革命性」『思想』一九九〇年四月、岩波書店がある。なお、ルソーとヴォルテールの比較研究として注目すべき文献として、Henri Gouhier, *Rousseau et Voltaire, Portraits dans deux miroirs*, Paris, Librairie Philosophique J. Vrin, 1983がある。

ルソーの宗教論に関する研究文献については、拙稿「ルソーにおける「宗教」と「政治」『思想』一九九〇年四月、岩波書店の註を参照されたら。

(1) Voltaire, *Traité sur la Tolérance*, chap. 18, O. C. V, t. XXV.

(2) *ibid.*, p. 37.

(3) Voltaire, *Lettres philosophiques*, O. C. V, t. XXII, p. 125.

(4) Voltaire, *Dictionnaire philosophique*, O. C. V, t. XVII, p. 475.

(5) *ibid.*, p. 586.

(6) 楽天的な世界観をもつ理神論に共通する欠陥は、それが社会矛盾を説明できないという点にあった。しかし、ヴォルテールは、このため生じた宗教的懐疑を抱きつつも、

撰理への信仰を生涯けつて放棄しようとしなかつた。

- (7) Rousseau, *Du contrat social*, O. C. R., t. III, pp. 467—9.

- (8) Voltaire, *Dictionnaire philosophique*, O. C. V, t. XIX, pp. 625—6.

- (9) これに対して、ロックは、良心と法とが対立する場合を想定し、「まず第一に、神に、しかる後に、法に服従すべきである」と述べ、良心に従うことを勧めていた。

- (Ci. John Locke, *A Letter concerning Toleration*, *Latin and English texts*, ed. M. Montuori, The Hague, Martinus Nijhoff, pp. 84—5.)

- (10) Rousseau, *Emile*, O. C. R., t. IV, pp. 576—80.

- (11) この点に関しては、先に挙げた川合清隆氏の二論文を参照された。

- (12) Rousseau, *Letter a Voltaire*, O. C. R., t. IV.

- (13) 絶対王政側、最大のイデオログであるボッシュエに対

する二人の態度も極めて対照的なものとなった。ヴォルテールは、ボッシュエの不寛容政策の主張には反対するものの、「フランス教会の自由」の主張や社会的秩序維持のための「宗教」の政治的利用の主張に対しては、それを積極的に評価しようとしたのに対して、ルソーは、ボッシュエ理論を全面的に否定しようとした。

- (14) 拙稿、「ルソーにおける「宗教」と「政治」『思想』一九九〇年四月、岩波書店では、ルソーの宗教論に内在するこれらの問題点の指摘が欠けていた。

民衆のための宗教論をめざしたルソーの自然宗教論の最大の欠陥は、それがあまりに理性的なものであるために、民衆の宗教的情念を満たすことができないという点にあった。それゆえ、自然宗教の普及のためには、なんらかの權威に基づく民衆の信条操作が必須となってしまうのである。

(一橋大学大学院博士課程)